

平成22年度  
総合政策局関係  
予算概算要求概要

平成21年8月

国土交通省総合政策局

# 目 次

・ 基本的考え方 .....	1
・ 平成 22 年度総合政策局関係予算概算要求総括表 .....	2
・ 主要事項 .....	4
1 . 成長力の強化 .....	6
( 1 ) 地域の自立・活性化 .....	6
( 2 ) 建設業の活力回復 .....	10
( 3 ) 海洋立国の推進 .....	13
( 4 ) 国際競争力の強化 .....	16
( 5 ) 物流の効率化 .....	21
2 . 安全・安心で豊かな社会づくり .....	22
( 1 ) 生活者の視点に立った安心施策の展開 .....	22
( 2 ) 安全・安心な地域づくり .....	25
3 . 地球環境時代に対応したくらしづくり .....	27
( 1 ) 温暖化対策や健全な国土に向けた取組 .....	27
( 2 ) 環境を優先した選択の支援・促進 .....	30
( 3 ) 地球環境時代の技術開発・国際貢献 .....	32

## ．基本的考え方

### 【総合政策局の役割】

- ・国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整備や交通政策の推進等を担う国土交通行政は、国民の日常生活や経済活動にとって欠くことのできないものであり、総合政策局は、こうした国土交通行政に係る総合的かつ基本的な施策の企画・立案等を推進している。

### 【時代認識を持った対応】

- ・我が国を取り巻く社会経済環境は、本格的な人口減少・高齢化社会の到来、地球環境問題の深刻化、急速な経済のグローバル化、環境や景観の重視など、大きく変化している。これらの変化に対応して、
  - 成長力の強化
  - 安全・安心で豊かな社会づくり
  - 地球環境時代に対応したくらしづくり等を実現していくことが求められている。

### 【平成22年度予算の重点項目】

- ・こうした状況を踏まえ、平成22年度総合政策局関係予算については、これらの課題のうち緊急かつ計画的な対応を要する下記の事項に特に重点を置いて、所要の予算額を要求する。
  - (1) 地域の自立・活性化
  - (2) 建設業の活力回復
  - (3) 海洋立国の推進
  - (4) 国際競争力の強化
  - (5) 物流の効率化
  - (6) 生活者の視点に立った安心施策の展開
  - (7) 安全・安心な地域づくり
  - (8) 温暖化対策や健全な国土に向けた取組
  - (9) 環境を優先した選択の支援・促進
  - (10) 地球環境時代の技術開発・国際貢献

### 【政策の棚卸し等】

- ・要求にあたっては、予算の執行や決算の状況等を踏まえた政策の棚卸し等を行い、新たな施策の充実強化を図っている。

総合政策局関係予算概算要求額

行政経費 153億円（対前年度比：1.32倍）

## 平成 22 年度総合政策局関係予算概算要求総括表

(単位：百万円)

	国 費		
	22 年 度 要 求 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	対前年度 倍 率 (A/B)
・ 主要事項	10,726	7,268	1.48
1．成長力の強化	9,162	6,659	1.38
(1) 地域の自立・活性化	6,508	4,849	1.34
(2) 建設業の活力回復	1,447	1,081	1.34
(3) 海洋立国の推進	85	74	1.15
(4) 国際競争力の強化	778	458	1.70
(5) 物流の効率化	345	197	1.75
2．安全・安心で豊かな社会づくり	764	356	2.15
(1) 生活者の視点に立った安心施策の展開	322	199	1.62
(2) 安全・安心な地域づくり	441	157	2.81
3．地球環境時代に対応したくらしづくり	800	253	3.16
(1) 温暖化対策や健全な国土に向けた取組	470	43	10.90
(2) 環境を優先した選択の支援・促進	123	80	1.55
(3) 地球環境時代の技術開発・国際貢献	207	130	1.59
・ その他の行政経費	4,607	4,343	1.06
合 計	15,333	11,611	1.32

(注) 1．この他に、地域活力基盤創造交付金(国費 11,097億円(対前年度比1.18))がある。  
2．端数処理のため計算が合わない場合がある。

【主要事項の内訳】

(単位：百万円)

	国 費		
	22年度 要 求 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	対前年度 倍 率 (A/B)
・ 主要事項	10,726	7,268	1.48
1．成長力の強化	9,162	6,659	1.38
(1) 地域の自立・活性化	6,508	4,849	1.34
・ 地域公共交通活性化・再生総合事業の拡充	6,000	4,400	1.36
・ 地域交通IT基盤確立プログラムの推進	106	0	-
・ 観光地の魅力創出インフラ整備の推進	40	0	-
・ 不動産取引活性化のための宅地建物取引業者の協業化支援	12	0	-
(2) 建設業の活力回復	1,447	1,081	1.34
・ 建設業の活力回復の推進	1,200	846	1.42
(3) 海洋立国の推進	85	74	1.15
・ 200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定	20	0	-
(4) 国際競争力の強化	778	458	1.70
・ 官民連携による海外交通プロジェクトの推進	260	0	-
・ わが国の建設技術基準等のスタンダード化による関連技術の海外展開促進	20	0	-
・ 官民連携による我が国建設技術の海外展開支援事業	15	9	1.67
・ 建設産業関連制度普及促進事業	15	0	-
・ 建設企業海外受注プロジェクト対策経費	15	0	-
(5) 物流の効率化	345	197	1.75
・ 多様な関係者の連携による物流効率化推進事業	290	121	2.40
2．安全・安心で豊かな社会づくり	764	356	2.15
(1) 生活者の視点に立った安心施策の展開	322	199	1.62
・ これからの社会資本整備の方向性の調査検討	25	0	-
・ 宅地建物取引業・賃貸不動産管理業等に係る新規制度導入	100	0	-
・ バリアフリー新法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進	77	60	1.28
(2) 安全・安心な地域づくり	441	157	2.81
・ 運輸の安全性向上のための官民における戦略的取組の推進	306	0	-
・ 運輸安全マネジメント制度の充実・強化	46	44	1.05
3．地球環境時代に対応したくらしづくり	800	253	3.16
(1) 温暖化対策や健全な国土に向けた取組	470	43	10.90
・ エコモビリティ都市の推進	200	0	-
・ 公共空間を活用したグリーンエネルギー創出促進検討調査経費	7	0	-
・ 不動産業における温室効果ガス削減方策に関する調査検討の推進	17	0	-
(2) 環境を優先した選択の支援・促進	123	80	1.55
・ 建設分野におけるリサイクルの推進	15	0	-
・ 建設機械施工における低炭素化技術の普及促進	30	0	-
(3) 地球環境時代の技術開発・国際貢献	207	130	1.59
・ アジア諸国を中心とした交通分野における気候変動対策の国際的な推進強化	152	0	-
・ 運輸技術に関する総合的技術戦略プロセス推進に資する技術戦略ロードマップの構築	15	0	-
・ バラスト水管理条約の国内対応	9	0	-
・ その他の行政経費	4,607	4,343	1.06
合 計	15,333	11,611	1.32

# ．主要事項

## 1．成長力の強化

### （1）地域の自立・活性化

- 地域公共交通活性化・再生総合事業の拡充【拡充】
- 地域交通IT基盤確立プログラムの推進【新規】
- 観光地の魅力創出インフラ整備の推進【新規】
- 不動産取引活性化のための宅地建物取引業者の協業化支援【新規】

### （2）建設業の活力回復

- 建設業の活力回復の推進【新規・拡充】

### （3）海洋立国の推進

- 200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定【新規】

### （4）国際競争力の強化

- 官民連携による海外交通プロジェクトの推進【新規】
- わが国の建設技術基準等のスタンダード化による関連技術の海外展開促進【新規】
- 官民連携による我が国建設技術の海外展開支援事業【拡充】
- 建設産業関連制度普及促進事業【新規】
- 建設企業海外受注プロジェクト対策経費【新規】

### （5）物流の効率化

- 多様な関係者の連携による物流効率化推進事業【拡充】

## 2．安全・安心で豊かな社会づくり

### （1）生活者の視点に立った安心施策の展開

- これからの社会資本整備の方向性の調査検討【新規】
- 宅地建物取引業・賃貸不動産管理業等に係る新規制度導入【新規】
- バリアフリー新法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進【拡充】

## ( 2 ) 安全・安心な地域づくり

運輸の安全性向上のための官民における戦略的取組の推進【新規】  
運輸安全マネジメント制度の充実・強化【拡充】

## **3 . 地球環境時代に対応したくらしづくり**

### ( 1 ) 温暖化対策や健全な国土に向けた取組

エコモビリティ都市の推進【新規】  
公共空間を活用したグリーンエネルギー創出促進検討調査経費【新規】  
不動産業における温室効果ガス削減方策に関する調査検討の推進  
【新規】

### ( 2 ) 環境を優先した選択の支援・促進

建設分野におけるリサイクルの推進【新規】  
建設機械施工における低炭素化技術の普及促進【新規】

### ( 3 ) 地球環境時代の技術開発・国際貢献

アジア諸国を中心とした交通分野における気候変動対策の国際的な  
推進強化【新規】  
運輸技術に関する総合的技術戦略プロセス推進に資する技術戦略  
ロードマップの構築【新規】  
バラスト水管理条約の国内対応【新規】

# 1. 成長力の強化

## (1) 地域の自立・活性化

地域公共交通活性化・再生総合事業の拡充【拡充】

(交通計画課)

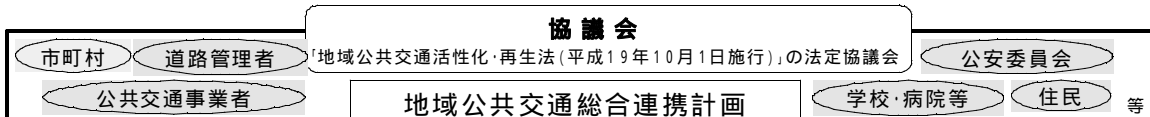
要求額 6,000百万円

- ・地域公共交通活性化・再生法の趣旨に基づき、関係自治体、交通事業者、住民その他地域の関係者が連携して、自主的・積極的に取り組む地域を重点的に支援する「地域公共交通活性化・再生総合事業」について、調査事業の実施段階への移行や新規事業への対応、広域化・多様化・高度化する取組への対応等のため、事業の拡充を図る。

### <内 容>

- ・地域公共交通を巡る情勢は厳しさを増していることを踏まえ、平成19年10月より施行されている地域公共交通活性化・再生法を活用して、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等多様な地域公共交通の活性化・再生に取り組む地域の法定協議会に対し、パッケージで一括支援する「地域公共交通活性化・再生総合事業」を拡充することにより、地域の創意工夫ある自主的な取組を積極的に支援する。また、地域の自立に向けた効果的・効率的な事業の実施を図るため、地域公共交通の自立のためのガイドンス策定、人材育成・情報提供等を実施する。

### 地域公共交通活性化・再生総合事業



うち協議会が取り組む事業

#### 地域公共交通活性化・再生総合事業計画

##### 【事業例】

- 鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
- コミュニティバス・乗合タクシー、路線バス活性化の実証運行
- 空港アクセス改善(空港アクセスバスの実証運行等)
- コミュニティバス・乗合タクシーの導入の車両整備等
- 旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の実証運航
- 鉄道、バス、旅客船、地域航空の利用促進活動等(広報、イベント等)
- 乗継円滑化(乗継情報等の情報提供、ICカード導入等)
- LRV(低床式軌道車両)の導入 など



#### 協議会に対して支援

##### 補助率

「地域公共交通総合連携計画」(法定計画)策定経費 定額

総合事業計画に定める事業に要する経費

・実証運行(運航) 1/2

・実証運行(運航)以外の事業 1/2  
(政令市が設置する協議会の取り組む事業 1/3)

##### 制度の特徴

- ・計画的取組の実現
- ・協議会の裁量確保
- ・地域の実情に応じた支援の実現
- ・事業評価の徹底

・平成20年度取組実績  
249件(調査事業 168件 計画事業 81件)

・平成21年度取組実績(平成21年7月31日現在)  
352件(調査事業 102件 計画事業 250件)

全国472市町村で実施



○ 地域交通IT基盤確立プログラムの推進【新規】

(情報政策課)

要求額 106百万円

- ・地域活性化に不可欠な地方の中小公共交通事業者がITの活用によりサービスの向上を図れるよう、地域交通におけるニーズを把握しつつITを活用したシステムの実証を行い、その導入、活用を支援する。

<内 容>

- ・地方の中小公共交通事業者においても廉価に導入することが可能となる最新のITを応用・活用したシステムの開発プロジェクトを公募し、その実地実証実験等を行う。

## 地域交通IT基盤確立プログラムの推進

これまでの交通分野におけるIT技術

- ・個々のオーダーメイドのシステムが主体

資金力のある大手事業者のみが、IT技術の恩恵を享受

最近のめざましい技術の進歩

- ・ASP、SaaS、クラウド・コンピューティング

(ソフトウェアを提供者側のコンピュータで稼働させ、ユーザー側のコンピュータではソフトウェア、データベースをもたず、これらの機能に係るサービスをネットワーク経由で受ける技術)

- ・通信の大容量化・通信コストの低減

- ・GPS携帯の普及 等

・低廉化

・手軽 (利用者に専門知識不要)

地域活性化に不可欠な地方の中小公共交通事業者のサービス向上をITの活用により推進することが可能

ただし、中小公共交通事業者のみでは、新しい技術を導入し、活用を図るには資金的にも難しいため、行政の支援が不可欠  
一連のプログラムに位置づけて最新のITの応用・活用プロジェクトを公募、支援

① ニーズ・市場規模調査

② 最新のITの応用・活用 (実地実証実験)

③ 地域公共交通活性化・再生総合事業等の一環での導入・普及

例1 廉価版バス  
ロケーションシステム

公共交通機関の  
利用促進

例2 廉価版IC  
乗車券システム

多様な 入出場の  
運賃設定 スムーズ化

例3 バス時刻表  
のデジタル化

利用者への情報  
提供の容易化

例4 地域交通遅延  
情報発信システム

利用者への情報  
提供の容易化

例5 バス乗客OD  
の把握

利用実態に即した  
ネットワークの形成

## ○ 観光地の魅力創出インフラ整備の推進【新規】

(事業総括調整官)

要求額 40 百万円

観光地における社会資本整備にあたっては、観光客や観光関連事業者の意見を反映し、観光地にとって真に必要な現場目線での社会資本整備を行うことが求められている。このため、国が社会資本整備を実施するにあたって、地域の実態に即した整備のあり方・配慮事項等をまとめたガイドラインを策定し、観光地の魅力創出に必要な社会資本整備の推進を図る。

### <内 容>

- ・ 国、地方公共団体、民間による社会資本整備等の事例を幅広く収集する。
- ・ 社会資本整備に対して意識の高い観光地をモデル地区として、観光地域づくりの多様な関係者からなる連絡会議を設置し、現地調査などを踏まえて現場目線で真に必要な社会資本を抽出する。
- ・ 観光地において、地域の実態に即した真に必要な社会資本を整備するため、景観整備、賑わいの場の創出、歩行者空間の整備、アクセスの確保等、観光地における配慮事項等をまとめたガイドラインを策定する。

## 観光地の魅力創出インフラ整備推進経費

### 基本認識

- 観光立国推進基本法において、「観光立国の実現に関する施策を講ずるに当たっては、……国、地方公共団体、住民、事業者等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない」と規定。
- 地域から、観光にとって真に必要な国の社会資本整備により、観光地の魅力創出を求める声。

### 課 題

- 従来は、社会資本整備事業を実施するにあたり、事業者が個別に観光に配慮。このため、地域の観光客や観光関連事業者の意見を反映し、観光地にとって真に必要な社会資本整備についての地域の意見を聴く場の設定が必要。
- 国が観光を主目的とする社会資本を重点的に整備・支援することも、観光振興にとって不可欠。
- 考えられる社会資本整備の配慮について関係者で共有することが、地域の合意形成・意志決定において重要。

### 対応策(22年度要求)

- 国が社会資本整備を実施するにあたり、観光地への配慮事項をまとめたガイドラインを策定することが必要。(景観整備、賑わいの場の創出、歩行者空間の整備、アクセスの確保等)
- ガイドラインの策定にあたっては、国、地方公共団体、民間による社会資本整備等の事例を幅広く収集するとともに、社会資本整備に対して意識の高い観光地をモデル地区として観光地域づくりの多様な関係者からなる連絡会議を組織して、現地を歩きながら現場目線で真に必要な社会資本を抽出し、その整備のあり方を検討。
- なお、本ガイドラインを地方公共団体にも配布・周知し、観光地における魅力創出の一助とする。

#### 連絡会議の実施

##### <検討内容>

- ・ 検討範囲(周遊ルート)の設定
- ・ 現場目線で真に必要な社会資本の抽出等

##### <構成員>

- ・ 社会資本整備事業者(国、県、市等)
- ・ 観光関係者(旅行業、宿泊業、商業等)
- ・ 公共交通事業者
- ・ 地域住民、NPO 等

#### ガイドラインの策定

##### <ガイドラインの内容>

- ・ 周遊ルートの設定方法、現地の歩き方
- ・ 配慮すべき社会資本の内容
- ・ 他事業との連携の図り方(検討体制)等

○ 不動産取引活性化のための宅地建物取引業者の協業化支援【新規】  
(不動産業課)

要求額 12百万円

- ・ 既存住宅市場の流通促進を図る上では、宅地建物取引業者がインスペクションの実施やリフォームと一体となって既存住宅の媒介等を行うことが効果的であり、宅地建物取引業者の果たす役割は大きい。しかし、宅地建物取引業者が、そのような専門的な知識や技能を有しない場合も多く、関連事業者の専門化に伴って宅地建物取引業者との関係が希薄となり、事業者間の連携に向けた取組が十分に促進されない環境にある。このため、宅地建物取引業者と関連事業者との間で実施される連携事業に対する支援を行うことで、これら関連事業者と宅地建物取引業者との連携の推進を図り、もって既存住宅市場の流通促進を図る。

<内 容>

- ・ 既存住宅市場の流通促進を図る効果が高い、宅地建物取引業者とインスペクターやリフォーム事業者等の関連事業者との協業の先進的事例を下に事業化マニュアルを作成し、これを広く普及・啓発することで、宅地建物取引業者の協業化の取組を促進する。

既存住宅市場活性化のための宅地建物取引業者の協業化支援

宅地建物取引業者と関連事業者との協業の先進的事例をもとに事業化マニュアルを作成し、これを広く普及・啓発することで、宅地建物取引業者の協業化の取組を促進し、もって既存住宅市場の流通促進を実現する。

既存住宅市場における宅地建物取引業者の役割

不動産会社からのリフォームの案内や提案の有無と購入動向(中古住宅購入検討者)

	案内・提案あり	案内・提案なし	計
新築購入	61 (16.7%)	307 (38.8%)	368
中古購入	304 (83.3%)	485 (61.2%)	789
計	365	792	1,157

資料:リクルート住宅研究所「住宅購入者調査」を基に作成

宅地建物取引業者が行う既存住宅市場の活性化に資する取組を支援する必要

取組の具体例

- **リフォーム業者と連携したオーダーメイド型**  
(宅地建物取引業者による調査や、インスペクション(建物検査)、介護事業者等からの助言を踏まえたオーダーメイドのリフォームを実施 等)
- **買取仲介によるリフォーム提案型**  
(旧所有者から住宅を買い取り、新所有者のニーズに合わせたリフォームを施した上で譲渡 等)

事業化マニュアルの作成・普及により、協業化の取組を支援

先進事例の調査

事業化マニュアルの作成

協業化の取組を促進

## (2) 建設業の活力回復

- ・建設業は中長期的な建設投資の減少、価格競争の激化に加え、昨年秋に発生した金融・経済危機による信用収縮や民需・海外需要の低迷などに直面し、極めて厳しい経営環境にある。経営環境の悪化は、建設業の施工力の低下を招き、建設生産物の品質に対する懸念を生じさせている。また、地域の雇用と経済を支える基幹産業である建設業の疲弊は、地域の活力低下に直結する。よって、建設業の活力回復は喫緊の課題である。
- ・このため、建設企業が持続的に適正な利益を確保できるよう、取引・契約の対等化・適正化を推進する。また、建設生産物の品質を確保するため、建設企業の「施工力（経営力、企業力、人材力）」の強化を促進する。さらに、建設企業が受注の波に左右されない安定した経営を行える体質に改善するため、建設企業の活動領域の拡大を推進する。

### 建設業の活力回復

#### 建設業をとりまく課題

- ・中長期的な建設投資の減少と厳しい経営環境
- ・地方公共団体の入札契約改革の遅れ
- ・対等性、透明性を欠く取引慣行の存在
- ・厳しい労働環境
- ・海外建設市場での日本企業の受注額の急増と急減

#### 主な対応策

##### 1. 取引・契約の対等化・適正化

- ・地方公共団体発注の適正化の推進（総合評価方式の導入促進、発注者能力の向上）
- ・建設工事における取引慣行の構造改善（受発注者間のトラブル未然防止、迅速解決）
- ・法令遵守の徹底、内部統制の向上

##### 2. 施工力の強化

- ・「ものづくり産業」としての建設産業を支える人づくり（技能承継、入職、労働環境・条件の改善）
- ・建設業のIT導入支援
- ・建設業の経営力の強化
- ・資金繰りの円滑化

##### 3. 建設業の活動領域の拡大

- ・地域の建設企業による川上・川下分野への進出、異業種との連携、地域貢献の推進
- ・国際展開戦略への具体化、人材育成の支援、国際展開サポートによる「国際競争力強化」

建設産業構造の効率化

建設企業の経営力・  
企業力の強化

地域の持続的発展

## 建設業の活力回復の推進【新規・拡充】

(建設市場整備課、建設業課)

要求額 1, 200 百万円

< 内容 >

建設業の活動領域の拡大とこれによる地域の持続的発展

要求額 320 百万円

- ・地域の基幹産業である建設業は、中長期的な建設投資の減少等により、厳しい経営環境にある。このため、新しい有望分野や異業種での収益の柱を確立し、受注の波に左右されない安定した経営を行える体質に変えていくことが必要である。
- ・また、地域においては、経済やコミュニティが疲弊し、災害応急復旧活動などの安心機能から、省エネ化・耐震化への対応などの新たなニーズまで、「担い手」が不足しているという現状があり、「担い手」として基幹産業である建設業の役割に期待するところが大きい。
- ・このため、建設企業が、その有する人材、機材、ノウハウ等を生かして、地域のニーズに応える「担い手」として、地域経済・社会への貢献度が高いと認められる先導的な取組（地域における他産業分野・建設関連分野への活動領域拡大を図る取組、地域の安心機能維持を図る取組）を他分野企業等と連携して行う場合に、その事業の立ち上げを支援することで、建設業と地域の相互発展を図る。

### 建設業と地域の相互発展促進事業(仮称)

#### 建設業者の現状

- 建設業は地域の基幹産業(国内総生産、全産業就業者数の約1割)
- 中長期的な建設投資の減少による厳しい経営環境(利益率H4:3.2%→H19:1.6%)

厳しい状況→活動領域の拡大・維持が必要

#### 地域の現状

- 厳しい地方財政
- 厳しい経済、雇用情勢
- 地域間格差の拡大
- 少子高齢化

#### 地域経済・社会への貢献度が高いと認められる先導的な取組に対する事業立ち上げ支援

- 地域における他産業分野・建設関連分野への活動領域拡大

建設企業が、他分野企業、地方公共団体、異業種団体、大学、研究機関のいずれかと連携して行う以下の取組

- ① 農業、林業、観光、環境、福祉等地域の産業、地方公共団体との連携により活動領域の拡大をしつつ、建設業の活力回復、地域の雇用の維持・拡大や、地域の活性化等を図る取組
- ② 建設関連分野への活動領域の拡大を図る取組:建設生産システムの中にあり、今後、市場の拡大が見込まれる分野(施設のアセットマネジメント・維持・管理、省エネ・耐震診断、廃棄物処理等)

- 地域の安心機能維持(活動領域の維持)

これまで地域の建設業が担ってきた地域の安心機能(除雪・融雪、災害応急復旧等)を維持するため、地域の複数の建設業が共同して行う取組(重機の共同保有、共同実施体制の構築等)

### 建設業と地域の相互発展

## 取引・契約の適正化・対等化

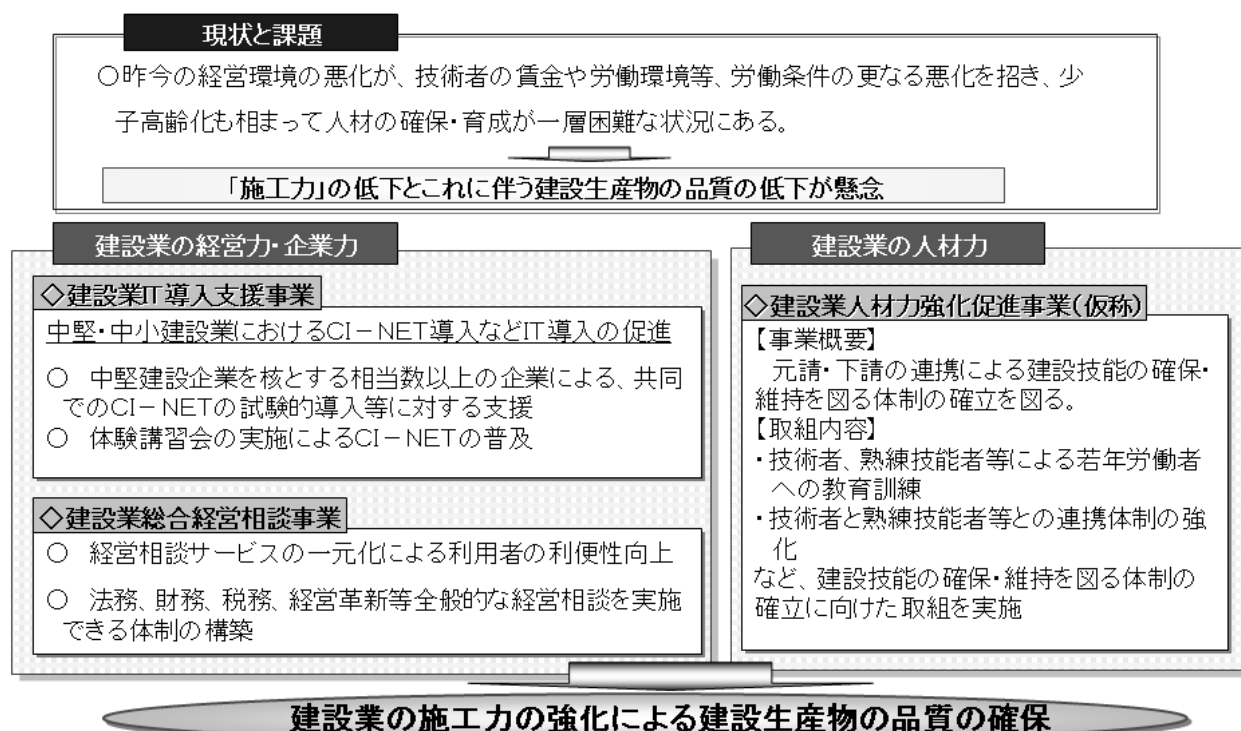
要求額 260百万円

- ・昨今の建設工事の受発注に関するトラブル等の相談が依然として多く寄せられている現状に鑑み、「建設業取引適正化センター」を引き続き運営し、受発注者間のトラブルの迅速かつ円滑な解決を図る。
- ・これに加えて、発注者と受注者が対等の立場に立って交渉することができるよう、発注者と受注者の間に立つ公正・中立な第三者の活用について、当事者特に発注者の理解を促進する方策、第三者の選定及び派遣の実施等を行う。

## 施工力の強化

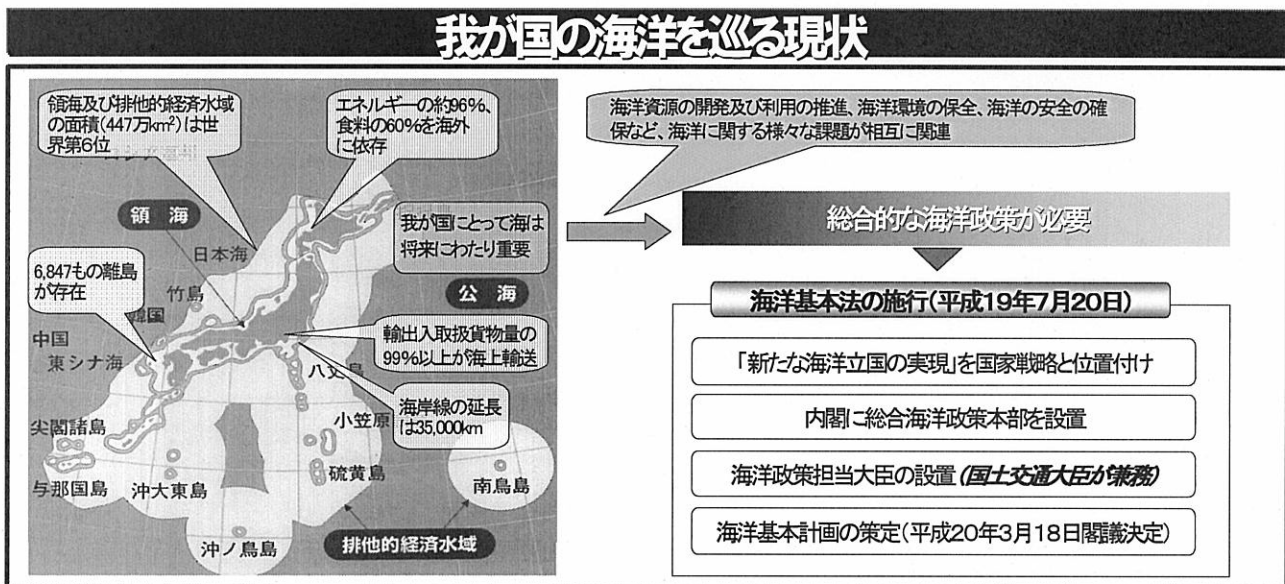
要求額 386百万円

- ・建設業の施工力は、経営力、企業力、人材力に基づくものである。しかしながら、昨今の経営環境の悪化が労働条件の更なる悪化を招き、少子高齢化も相まって人材の確保・育成が一層困難な状況となっている。この結果、「施工力」の低下とこれに伴う建設生産物の品質の低下が懸念されている。
- ・このため、建設業の企業間取引を電子化する CI-NET 導入に向け、相当数以上の企業が協議会を設置し、共同して、試験的導入、効果及び課題の検討を行う取組等を支援するとともに、体験講習会を開催し、企業間取引及び業務の効率化・適正化・高度化を図る。
- ・ワンストップサービスセンター事業と建設業緊急相談窓口を統合し、経営相談サービスの一元的な提供を行うことにより、利用者の利便性を向上させる。
- ・施工現場において、技術者・熟練技能者等による若年労働者に対する教育訓練等を元請・下請が連携して行う取組みに対し支援を行い、建設技能の確保・維持を図る体制の確立を推進する。

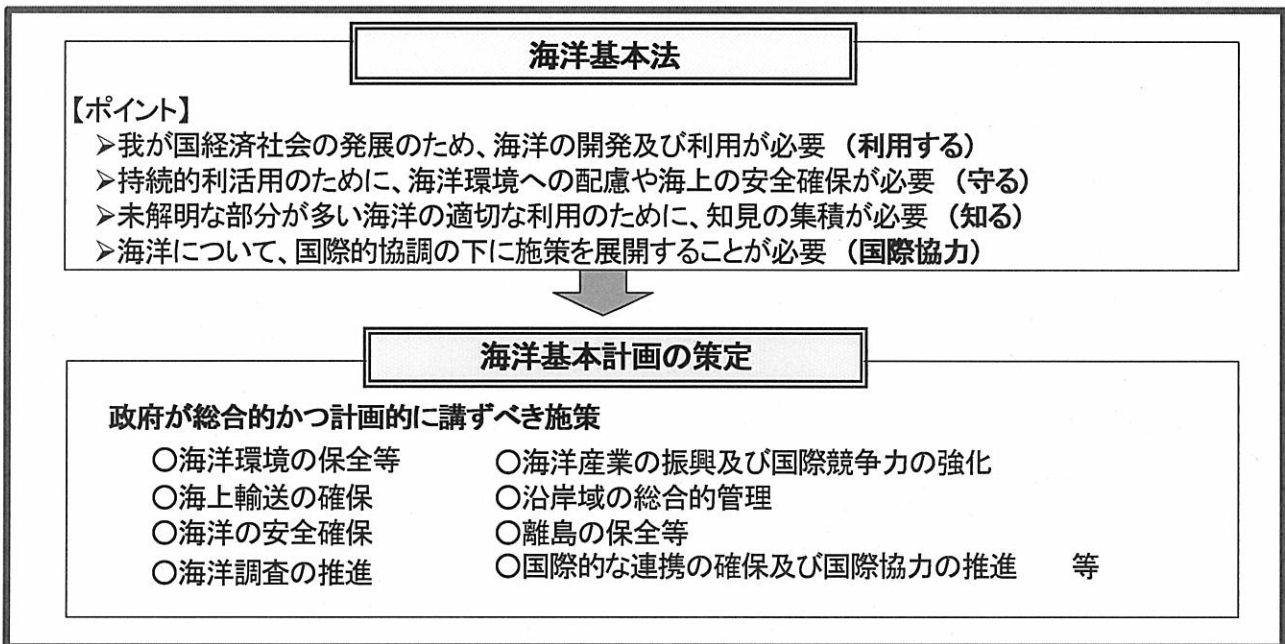


### (3) 海洋立国の推進

- 平成20年3月に閣議決定された海洋基本計画において、海上輸送の確保、海洋産業の振興、海洋環境の保全、海洋の安全の確保、排他的経済水域等の開発等の推進、離島の保全など、国土交通省の取り組むべき海洋政策が多岐にわたり盛り込まれた。総合政策局においても、関係各局の進める施策と一体となって海洋政策を中長期的展望に立って着実かつ積極的に推進し、四面環海の我が国における新たな海洋立国を実現する。



### 新たな海洋立国の実現に向けた取組



# 国土交通省の主要施策

## 1. 安定的な海上輸送確保 ～経済活動や国民生活の水準の維持・向上のために～

- 海上交通の低炭素化・利便性向上等総合事業の創設
- 船員の確保・育成及び雇用の安定を図るための各種対策
- スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化

## 2. 海洋の安全の確保 ～平和と安全の確保並びに自然災害への対策のために～

- 安全・安心で効率的な海上交通の実現
- ふくそう海域での事故半減をめざす ICT を活用した新たな安全システムの構築
- マラッカ・シンガポール海峡航行安全対策
- ソマリア・アデン湾における海賊対策
- 海上輸送・船舶の安全性確保・向上
- 安全安心な海の実現に向けた海上保安体制の充実強化
- 地球温暖化への緊急的な適応策の推進  
(海岸堤防等老朽化・地球温暖化対策緊急事業、地球温暖化適応戦略推進事業の創設)
- 津波・高潮対策の推進  
(津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充)
- 広域的な侵食対策の推進  
(広域侵食対策事業の創設)

## 3. 海洋調査の推進 ～海洋状況把握・変化予測や海洋の資源・産業・環境保全等のために～

- 海洋調査の推進及び海洋情報の管理・提供体制の整備
- 地球温暖化に関する観測・監視体制の強化

## 4. 広大な海洋の管理 ～広大な管轄海域とその安全・利用・環境等のために～

- 200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定
- 船舶の係留施設など遠隔離島における活動拠点の整備
- 沖ノ鳥島の管理・保全の充実と利活用策の検討
- 外洋上プラットフォームの研究開発
- 離島地域・奄美群島・小笠原諸島の振興  
(社会資本整備、離島の活力再生支援事業、新しい離島振興策に関する調査)
- 離島航路の維持・構造改革

## 5. 海洋環境の保全 ～海洋の恵沢を持続的に享受し続けていくために～

- 海洋環境イニシアティブ  
(革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発、海上輸送の環境性能向上のための総合対策等)
- ひとと環境にやさしい内航船の設計と普及促進
- 船舶油濁損害対策の推進
- 漂流・漂着ゴミ対策の推進
- 総合的な土砂管理の取組の推進
- 海洋に流入する汚濁負荷の下水道による削減

新たな海洋立国の実現



○ 200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定  
【新規】 (海洋政策課)

要求額 20百万円

- ・ 21世紀の我が国の持続可能な発展のためには、世界で6番目に広大な我が国200海里海域における海洋資源や空間を有効に活用する必要があることから、海域毎の特性や海洋に関する各種ニーズを踏まえ、適正な海洋管理を行うために必要な海洋管理拠点のあり方をまとめたビジョン（海洋マネジメントビジョン）を策定する。

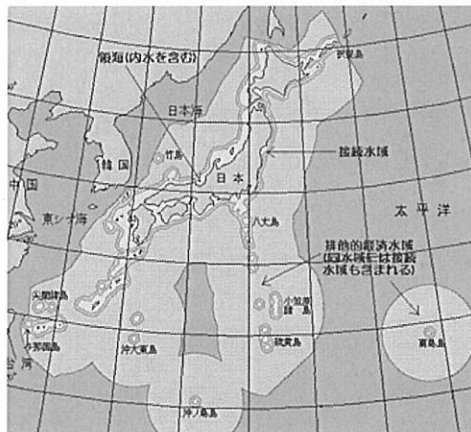
<内 容>

- ・ 200海里海域における地質、気象・海象に関するデータ把握や、海洋資源、海洋の安全、海洋調査等の海洋管理に関する各種ニーズについての調査等を行う。
- ・ 関係省庁、学識経験者、民間等から構成される検討委員会を設置し、外洋海域における管理拠点のモデルケースや、海洋マネジメントビジョンの策定に向けた検討を行う。

200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョン



21世紀の海洋マネジメントビジョンを検討



○施策の内容

- ・ 地質、気象・海象に関するデータや海洋管理に関するニーズの把握
- ・ 外洋海域における管理拠点のモデルケースの検討
- ・ 海洋マネジメントビジョンの策定  
(我が国200海里海域全体を俯瞰し、海域毎の特性や海洋に関する各種ニーズを踏まえ、適正な海洋管理を行うために必要な海洋管理拠点のあり方をまとめたビジョン)

## (4) 国際競争力の強化

### 官民連携による海外交通プロジェクトの推進【新規】

～日本の技術・産業の海外展開支援～

(国際業務室)

要求額 260百万円

- ・経済のグローバル化が進む中で、米国・ブラジル等における高速鉄道整備プロジェクトをはじめとする海外における交通プロジェクトを官民連携のもと積極的に推進する。

<内 容>

- ・我が国の優れた技術を活用した交通システムを世界に展開するため、一貫した戦略にもとづき相手国との協議・調整、技術面での協力などの環境整備及び民間による案件形成・推進支援や人材育成・技術移転等の民間が実施する活動に対する支援を行う。

## 官民連携による海外交通プロジェクトの推進

### 現 状

交通インフラは、円滑・効率的な人流・物流を通じた経済発展に不可欠。

近年、新興経済国、経済発展著しい開発途上国、さらには先進国において、交通プロジェクトに対して、積極的な姿勢。

海外交通プロジェクトの推進方策が多様化(官民協働(PPP)、ODAにおける官民連携推進)。

### (主要な海外交通プロジェクト)

#### 米国高速鉄道計画(全米で11路線の整備計画)

・2009年2月の日米首脳会談で日米両国政府による協力意向を表明

・米国政府が高速鉄道の戦略計画を発表(2009年4月)

#### 伯国高速鉄道計画(リオデジャネイロ～サンパウロ～カンピーナス間)

・日伯首脳会談で日本の新幹線技術導入について議論

#### 中国高速鉄道計画(2020年までに16,000km整備)

インドの貨物専用鉄道(DFC)建設計画(東西回廊全長2,800km)、高速旅客鉄道構想

アセアン諸国における都市鉄道計画、港湾整備計画等

### 具体的施策

#### (海外交通プロジェクト推進による効果)

環境にやさしい交通機関の整備を通じ、地球環境問題への対応に貢献。

相手国の経済社会開発の進展に寄与。

相手国との関係の深化、ひいては、我が国のプレゼンスの強化。

我が国産業のビジネスチャンスを拡大し、国際競争力を強化。

#### 我が国産業の海外展開のための環境整備

基盤づくり(技術基準策定支援、調査)

相手国の理解促進(ハイレベル協議、普及啓発活動)

技術協力(技術移転セミナー、研修等人材育成)

新たな協力分野の開拓

#### 民間が実施する多角的な活動に対する支援

官民連携の場の提供、戦略策定

民間による案件形成・推進支援

民間相互による人材育成・技術移転

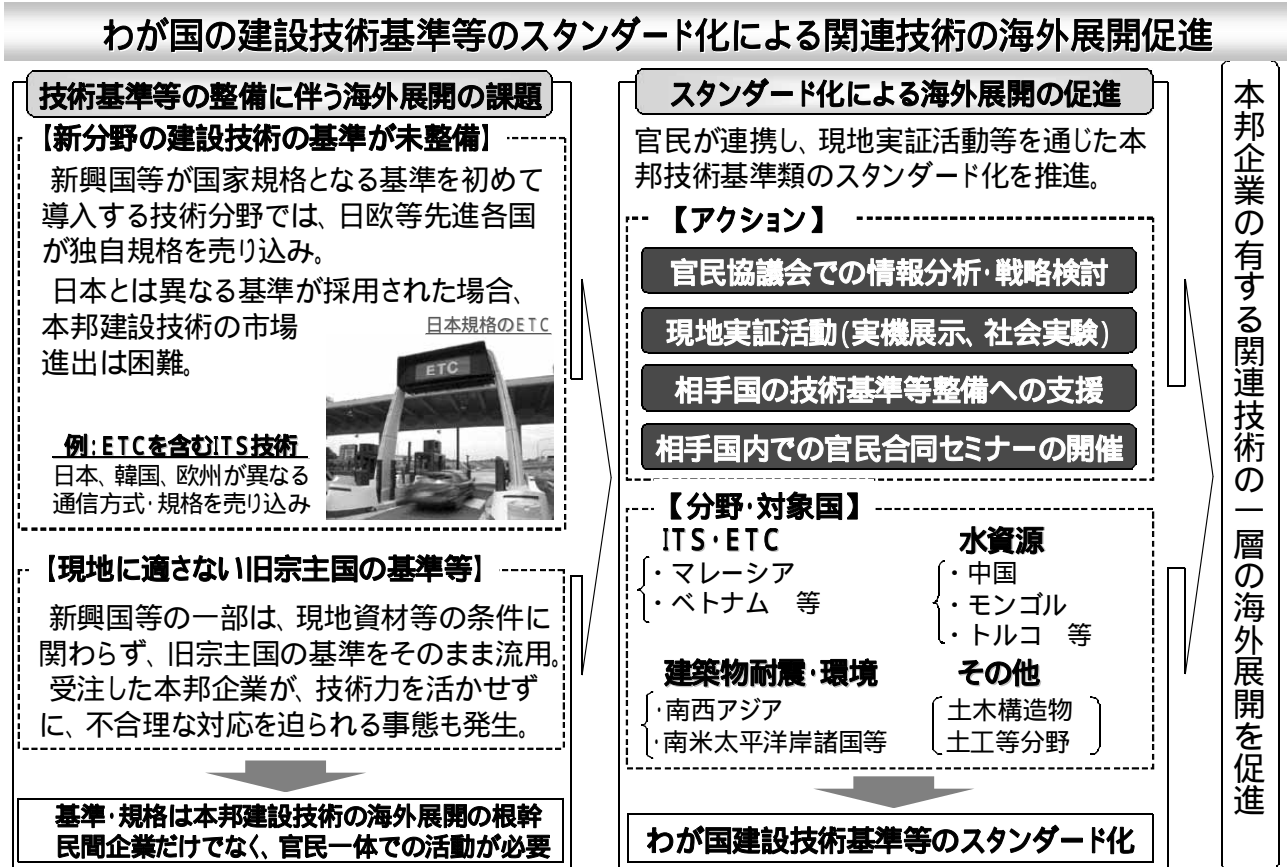
わが国の建設技術基準等のスタンダード化による関連技術の海外展開  
促進【新規】 （国際建設推進室）

要求額 20百万円

- ・ 開発途上国や新興国で建設技術基準の整備が十分でない状況が、本邦企業の海外展開の支障となっている。
- ・ このため、現地での実証活動や、相手国の技術基準整備への支援等を通じ、わが国の技術基準等（技術基準、規格、仕様書、マニュアル、ガイドライン等）のスタンダード化を促進することにより、わが国民間企業の有する関連技術の進出を支援する。

< 内 容 >

- ・ 国内官民協議会を開催し、売り込み対象となる技術基準及び対象国の選定、国別の売り込み戦略の検討等を実施。
- ・ 二国間会議、現地での実証活動等により、相手国におけるわが国の技術基準等の優位性に対する認知を向上。
- ・ わが国技術基準をベースとした相手国基準の作成支援等を実施。
- ・ 相手国の政府関係者、学識経験者、民間企業等の参加を呼びかけ、成果を共有するための官民合同セミナーを開催。



## 官民連携による我が国建設技術の海外展開支援事業【拡充】

(国際建設推進室)

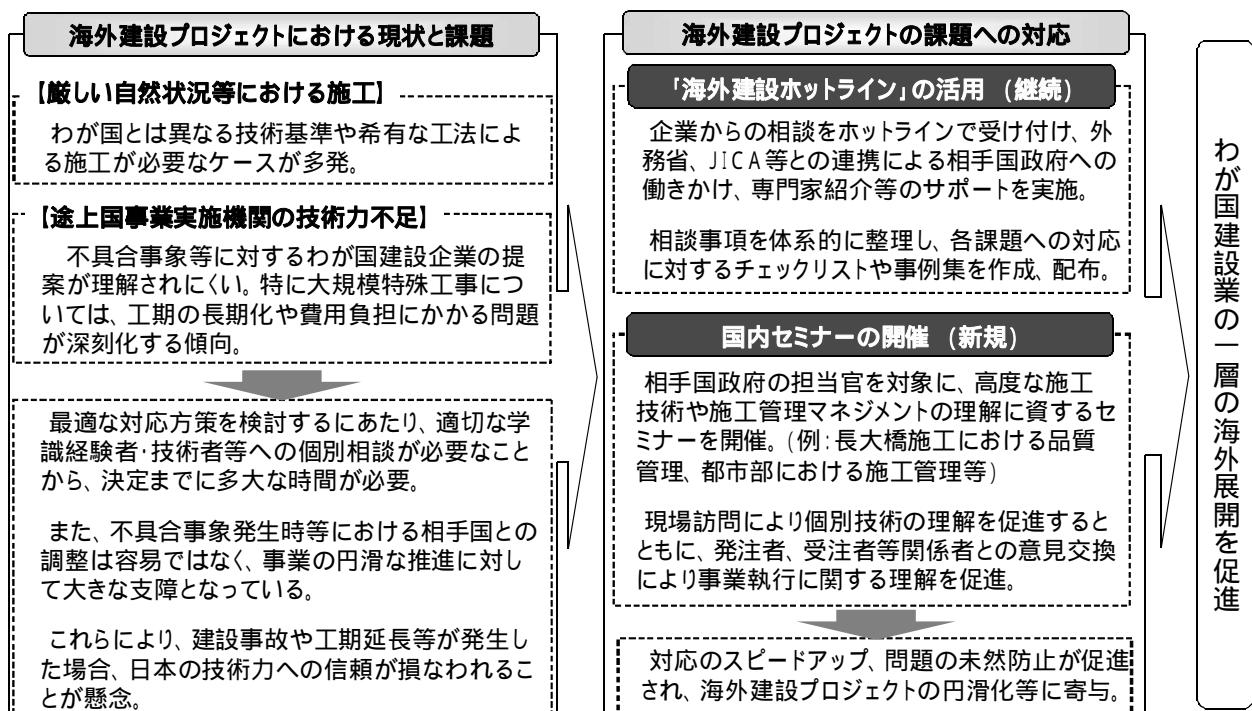
要求額 15百万円

- ・長大橋や沈埋トンネル、都市内幹線道路整備など、大規模かつ特殊な海外建設プロジェクトについては、発注機関の技術的な理解が欠如し、事業実施体制も不十分な場合が多く、工事を受注するわが国建設企業と発注機関との間で、工期の長期化や費用の増大等に係る対立が多く発生。
- ・こうした問題の早期解決、未然防止を図るため、大規模特殊工事のうち、施工技術・施工管理マネジメントに係る相談が「海外建設ホットライン」に寄せられ、問題の長期化・深刻化が予想される案件や、わが国建設企業の受注が確定している案件を対象に、相手国発注機関の技術的理解を促進するためのセミナーを開催し、プロジェクトの円滑実施を支援する。

### <内 容>

- ・相手国政府の担当官を対象に、高度な施工技術や施工管理マネジメントに関し、当該技術の専門家による講義を実施。
- ・併せて、関連する国内現場の訪問、発注者・受注者等関係者との意見交換等により、個別技術や事業執行に関する理解の促進を図る。

## 官民連携によるわが国建設技術の海外展開支援事業



## 建設産業関連制度普及促進事業【新規】

(国際建設市場室)

要求額 15百万円

- ・ 政府調達や建設業に関する法制度が十分に整っていない開発途上国において我が国の建設産業に関連する法制度等の普及を促進する。

### <内 容>

- ・ 開発途上国において関係行政分野の企画・立案に携わる政府職員を対象に、建設産業関連制度をテーマとしたセミナーを日本で開催し、当該国における我が国の建設産業関連制度の普及を促進する。

## 建設産業関連制度普及促進事業(新規)

政府調達や建設業に関する法制度が十分に整っていない開発途上国の政府職員を対象に我が国の建設産業に関連する法制度等に関する知識の普及を促進する。

### 施策の背景

- ・ 開発途上国においては、社会資本整備は最も優先度の高い政策課題であり、ODAプロジェクトは社会資本整備水準の向上に重要な役割を果たしている。
- ・ ODAプロジェクトを成功させるには、プロジェクトに携わる建設企業が円滑にプロジェクトを進められるか、各プロジェクトに係る工事についての施工能力が備わっているか、という点が重要。
- ・ しかし、開発途上国においては、政府調達や建設業に関する法制度が十分整っていないため、プロジェクトを円滑に進める上で支障となっている場合が多いのが現状。

### 施策の内容

#### 我が国の建設産業関連制度の普及促進

開発途上国において関係行政分野の企画・立案に携わる政府職員を対象に、建設産業関連制度をテーマとしたセミナーを日本で開催し、当該国における我が国の建設産業関連制度の普及を促進する。

#### <セミナーテーマの具体例>

建設業許可制度、経営事項審査制度(建設業法)、入札契約適正化法、総合評価制度、入札ボンド制度、建設業の法令遵守の取組み 等

#### <その他>

政府調達や建設業の実務に関連する現地見学、グループディスカッションなどを実施

我が国の建設産業関連制度等に関する知識の普及により、開発途上国におけるそれらの制度の透明性向上等が図られる、ODAプロジェクトに携わる不良・不適格企業(特に地場の)が排除される、などの点で開発途上国に対する国際貢献に資すると考えられる。

開発途上国の政府調達や建設業行政担当者のネットワーク形成が容易になることにより、建設サービス分野の貿易円滑化の推進にも資することが期待される。

## 建設企業海外受注プロジェクト対策経費【新規】

(国際建設市場室)

要求額 15百万円

- ・邦人建設企業の海外建設プロジェクトについて、プロジェクトの収益性向上やその円滑な実施を妨げる障害を除去するため、プロジェクト受注後の問題解決に関する支援を行い、我が国建設企業の積極的な海外展開を図る。

### <内 容>

- ・海外建設市場として有望な国・地域を対象にプロジェクトの進捗を妨げる問題点の抽出や要因分析等に関する調査を実施する。これにより、個別企業では解決困難とされた問題等については、今後の対応方策の検討や進出先国政府との政策対話等を行う。

## 建設企業海外受注プロジェクト対策経費(新規)

### 背景・必要性

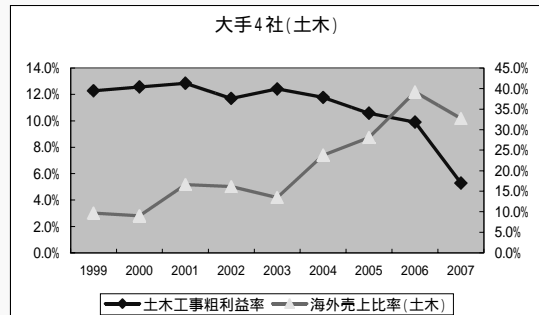
邦人建設企業が海外でプロジェクトを受注しても、個々の企業で対処することが困難な事情により、損失が生じるケースがあり、我が国建設企業の積極的な海外展開にとって支障となっている。

#### <具体的なプロジェクトに係る問題例>

- ・契約で定められた紛争解決の仕組みに沿って出された判断に発注者が従わない。
- ・度重なる計画変更により、当初コストの約2倍増にまでなっているにもかかわらず、支払いの増額要求がなかなか認められない。

#### <海外受注実績と利益率の現状>

主要な建設会社の土木工事について海外での売上比率の上昇とともに、その利益率が低下。



邦人建設企業が海外建設プロジェクトを受注するまでの支援は、進出先国の各種法制度の調査等を含め、これまでも実施してきたが、受注後の問題解決に関する支援策は講じられてこなかったのが現状。

### 具体的取組み内容

海外建設事業における収益性向上やその円滑な実施を妨げる障害を除去するため、邦人建設企業のプロジェクト受注後の問題解決を支援する方策の検討を実施

#### (海外建設プロジェクトを巡る問題点の抽出や要因分析に関する調査)

海外建設市場として有望な国・地域を対象に、我が国建設企業が受注したプロジェクトについて、プロジェクトの進捗を妨げるあらゆる問題点の抽出や要因分析に関する調査を実施

#### (調査に基づいた対応方策の検討)

対象国・地域の実情に詳しい専門家からなる委員会において、具体的な対応策の検討を実施  
個別企業で解決困難とされた問題等については、進出先国政府との政策対話等を実施

## (5) 物流の効率化

### ○ 多様な関係者の連携による物流効率化推進事業【拡充】

(政策統括官物流政策室)

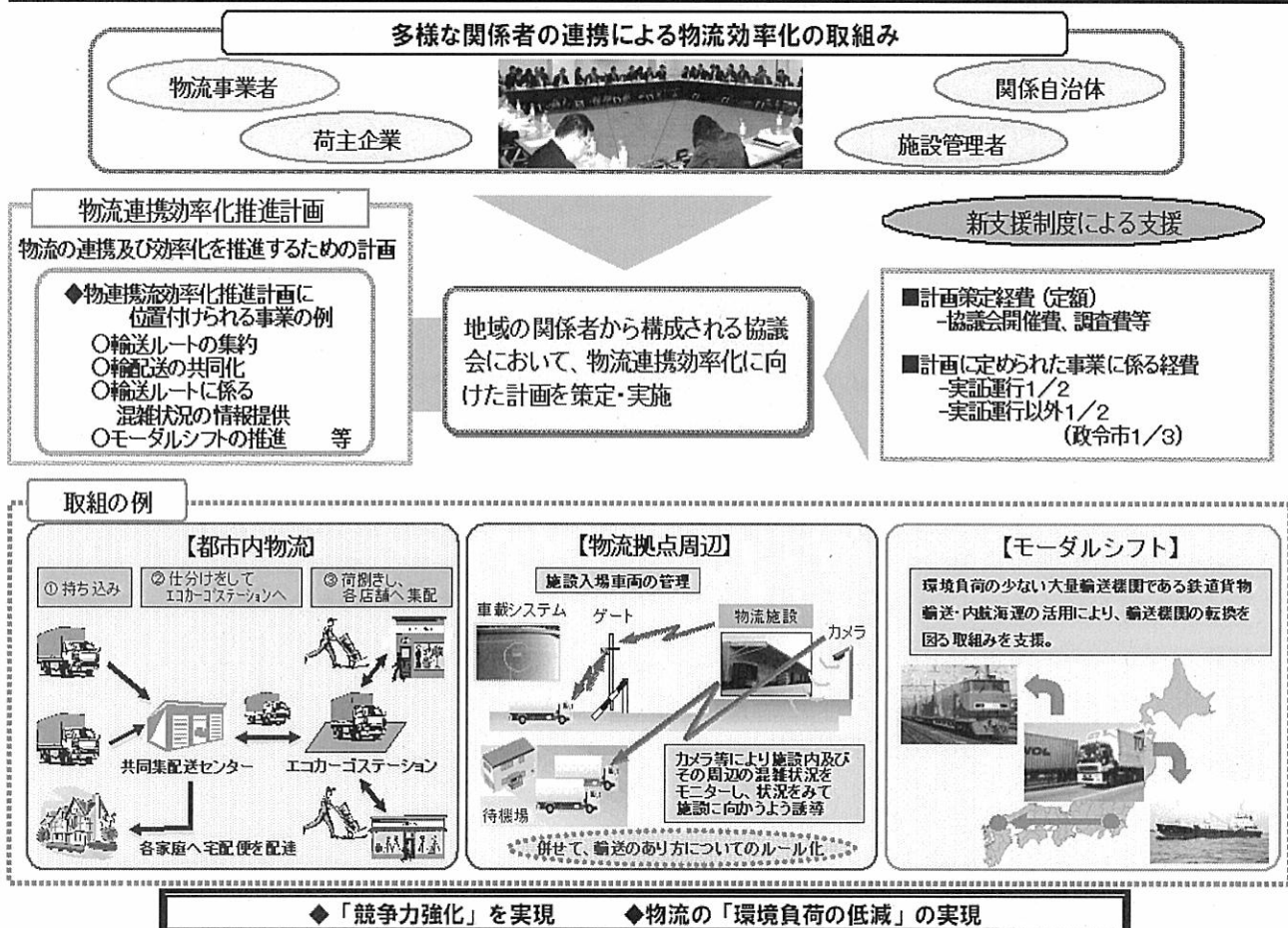
要求額 290百万円

- ・ 物流事業者、荷主企業、関係自治体等、物流に係る多様な関係者の連携による輸配送の共同化、モーダルシフトの推進等、物流の効率化を図る取組を支援する「物流連携効率化推進事業」について、平成21年度策定する計画に定められた事業の着実な実施等を図るため、事業の拡充を図る。

#### <内 容>

- ・ 都市の商店街や物流拠点周辺など物流がふくそうした地域等において、物流事業者や荷主企業、関係自治体等、物流に係る多様な関係者で構成された協議会が実施する輸配送の共同化、物流施設の混雑状況に関する情報提供、環境負荷の小さい船舶や鉄道輸送への転換を図るモーダルシフトの推進等を支援し、効率的で環境にやさしい物流の実現を図る。

### 多様な関係者の連携による物流効率化推進事業



## 2. 安全・安心で豊かな社会づくり

### (1) 生活者の視点に立った安心施策の展開

これからの社会資本整備の方向性の調査検討【新規】

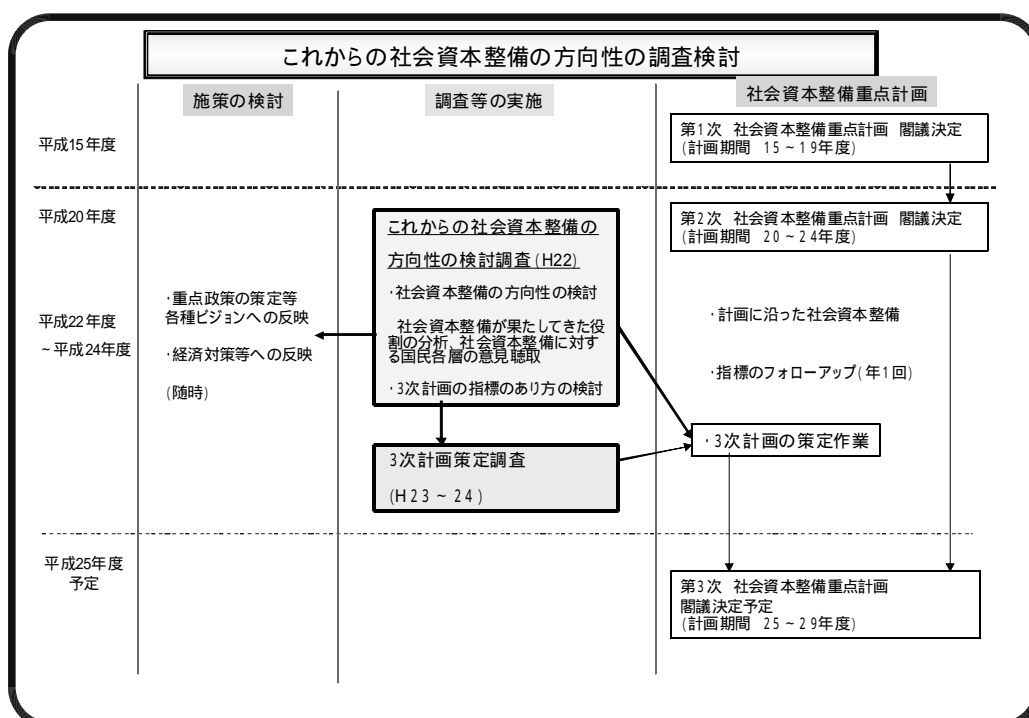
(政策課)

要求額 25百万円

- ・ 今後の社会資本整備の方向性について検討を行うために、社会資本整備が果たしてきた役割についての分析や国民各層からの意見聴取を行う。
- ・ 得られた結果については、国土交通省としての施策立案等において随時活用していくとともに、第3次の社会資本整備重点計画の策定にも活用する。

<内 容>

- ・ これまで実施されてきた社会資本整備について、経済社会への貢献や安全安心などの面からの分析を行うとともに、国民各層や学識経験者から広く社会資本整備に対する意見やニーズを聴取する。その結果を整理して、今後における社会資本整備の方向性や進め方についての検討を行う。
- ・ 第3次社会資本整備重点計画の指標のあり方の検討のため、指標についてアンケート調査を行うとともに、前提条件の変化等による指標への影響についてのシミュレーションを行い、今後の社会資本整備重点計画における指標設定のための基礎資料とする。





**宅地建物取引業・賃貸不動産管理業等に係る新規制度導入経費【新規】**  
(不動産業課)

要求額 100 百万円

- ・国民の多様な居住ニーズへの対応や、良好なストックとしての有効活用、維持・向上のために、不動産を適正に維持管理する管理業務の重要性が高まっている。また、消費者から信頼される安全安心な不動産市場の形成を図る必要がある。これらの諸課題に対応するため、社会資本整備審議会不動産部会における審議も踏まえ、新しい制度の構築や円滑な運用等に向けて必要な事業を行う。

< 内 容 >

・ 賃貸不動産管理業の登録制度導入

不動産管理業の業務の明確化及び適正な業務の実施の担保のために、不動産管理業の登録制度を導入するためのシステム開発や契約書等の見直し等に要する経費。

・ 迅速・簡易な紛争処理体制の構築

不動産をめぐる紛争の簡易、迅速、円滑な解決方策として、事業者、業界団体等による自主的な紛争解決のための取組や新たな紛争処理機関に関する体制整備等に要する経費。

・ 重要事項説明制度の見直し

宅地建物取引業者が実施する重要事項説明の購入者等への書面の事前交付制度の導入に伴う重要事項説明書面の見直し等に要する経費。

**宅地建物取引業・賃貸不動産管理業等に係る新規制度導入経費**

1. 賃貸不動産管理業の登録制度導入

事業者の不適切な行為を排除するための登録制度  
事業者の業務の適正化のためのルールの確立 など、賃貸不動産管理業の適正化を強力に推進する。

登録制度に対応したシステム開発に要する経費

標準管理委託契約書等の見直しに要する経費

2. 迅速・簡易な紛争処理体制の構築

3. 重要事項説明の見直し

不動産分野における簡易、迅速、円滑な紛争解決方策として、事業者等による自主的な取組、新たな紛争処理機関の整備を促進する。

あらかじめ、重要事項説明書の案や写しを買主に渡すことで、重要事項説明の前に買主がその内容を整理できるようにする。

紛争処理体制の整備に要する経費

制度改正に伴う重要事項説明書の見直しに要する経費

これら新制度の周知・普及に要する経費

○ バリアフリー新法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進  
【拡充】 (安心生活政策課)

要求額 77百万円

・高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー社会を実現するため、建築物や公共交通機関などのバリアフリー化や、地域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進するなど、バリアフリー施策を総合的に展開することを目的とした「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法：平成18年12月施行)の着実な施行のための施策を推進するとともに、新たな施策の展開を図る。

<内 容>

・バリアフリー新法の普及促進や新たな施策展開を図るための施策として、バリアフリー基準の見直し等による制度の段階的・継続的な発展(スパイラルアップ)を図るほか、市町村による基本構想の作成の促進、「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充等、より一層のバリアフリー化の推進を図る。

バリアフリー新法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進

1. 施設設置管理者の講ずべき措置

施設の新設等の際し、バリアフリー基準への適合を義務づけ。また、関係者とともに検討を加え、制度の段階的・継続的な発展を図る(スパイラルアップ)。

【スパイラルアップのための施策】

- バリアフリー化基準適合義務に関する調査・検討
- 視覚・聴覚障害者の安全性・利便性に関する調査研究
- 障害者駐車場の適正利用の促進
- バリアフリーネットワーク会議

2. 基本構想制度の充実

市町村は、区域内の重点整備地区について、バリアフリーに係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する「基本構想」を作成する。

【基本構想作成促進施策】

- 基本構想作成促進セミナーの開催
- バリアフリープロモーター派遣
- バリアフリー新法に対応した基本構想の改正・作成促進事業

3. 心のバリアフリー社会の実現

ハード面での整備と併せて、国民一人ひとりが、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、その社会参加に積極的に協力していく「心のバリアフリー」を推進する。

【心のバリアフリーの促進】

- バリアフリー教室の開催
- バリアフリーリーダー育成
- 施設の設置管理を行う職員等へのバリアフリー教育訓練

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー社会の実現

## (2) 安全・安心な地域づくり

- 運輸の安全性向上のための官民における戦略的取組の推進【新規】  
(大臣官房運輸安全監理官)

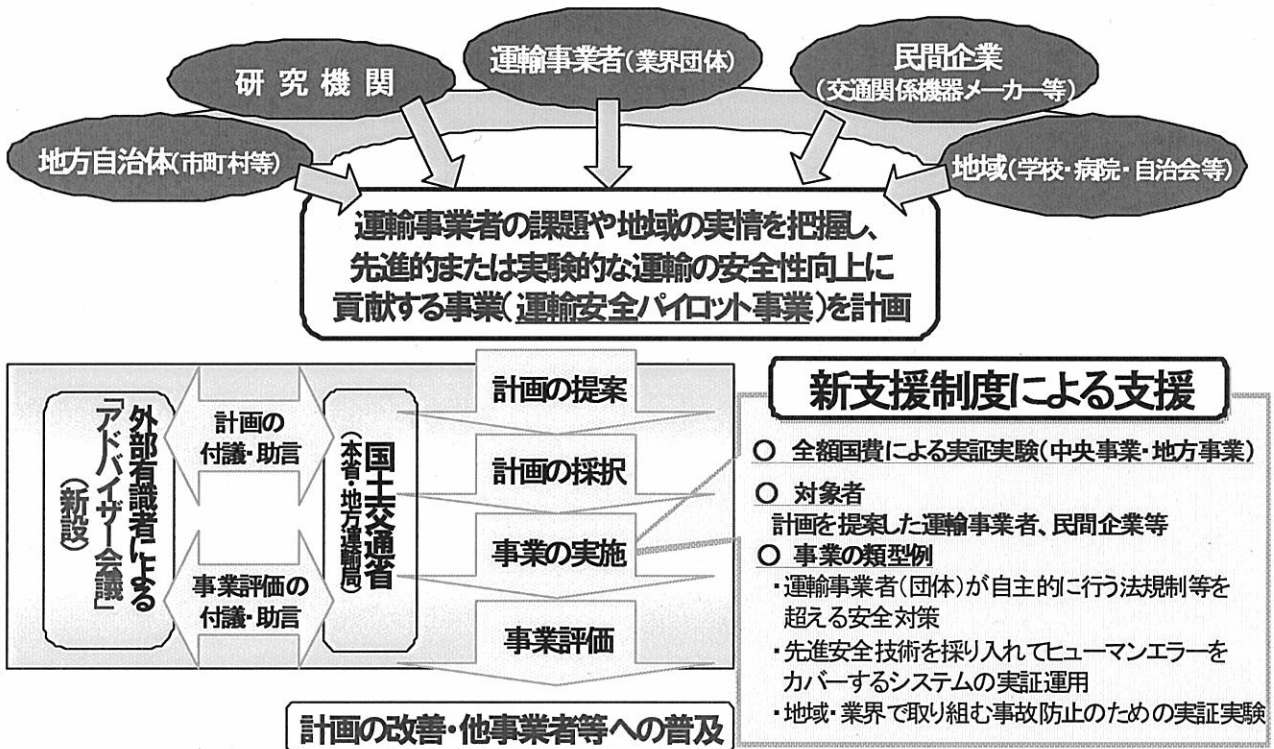
要求額 306百万円

- ・運輸事業者、民間企業等が自主的に取り組む先進的または実験的な運輸の安全性向上のためのプロジェクト（運輸安全パイロット事業）を国が支援することにより、法規制等に求められている水準を超える安全対策事業の推進や先進安全技術の普及・促進、安全に係る社会実験の推進等を図る。

<内 容>

- ・運輸事業者等が自主的に取り組む先進的または実験的な運輸の安全性向上のためのプロジェクト（運輸安全パイロット事業）を支援する。
- ・外部有識者による「アドバイザー会議」を開催し、運輸安全政策に関する基本方針（中期計画）の策定等の検討を行う。

### 運輸の安全性向上のための官民における戦略的取組の推進



- ①高度な安全対策事業の推進・普及
  - ②先進安全技術の評価・普及促進
  - ③地域における運輸安全対策の推進等
- を通じた安全向上・事故減少

## 運輸安全マネジメント制度の充実・強化【拡充】

(大臣官房運輸安全監理官)

要求額 46百万円

- ・国民の日常生活を支え、ひとたび事故等が起きれば大きな被害となる公共交通等の一層の安全を確保するため、運輸事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築・改善を図る運輸安全マネジメント制度を充実・強化する。

### <内 容>

- ・運輸事業者の安全管理体制の構築・改善を図るため、国がその構築状況を評価・助言する運輸安全マネジメント制度を強力に推進するとともに、より実効的な評価を行うための職員の力量の向上等を図る。
- ・また、運輸安全委員会の設置や運輸安全マネジメント制度の本格化による知見の集積を踏まえ、運輸事業者が事故防止に取り組むための環境の整備を図る。

## 運輸安全マネジメント制度の充実・強化

### 経緯

平成17年に入ってヒューマンエラーが原因と見られる事故等が多発(JR西日本福知山線脱線事故等)

鉄道

自動車

海運

航空

- 経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築が必要
- 事業者の自立的・積極的な取組を、国が定期的・継続的にきめ細かく確認・評価することが必要

- 運輸安全一括法の制定(平成18年3月31日公布)
- 官房新組織設立(平成18年度～)

平成18年10月1日～  
運輸安全マネジメント制度の導入

### 運輸安全マネジメント評価実施状況

	鉄道	自動車	海運	航空	計
対象事業者数 (H20.3末)	792	339	3,946	24	5,101
評価済み 事業者数 (H21.6末)	314	272	815	24	1,425

### 運輸安全マネジメント制度の成果

全体的に見て、経営トップのリーダーシップの下、会社全体が一丸となった安全管理体制については、その基本的な枠組みが概ね構築されている。  
また、評価を受けた事業者に対するアンケートにおいて、9割以上の事業者が、運輸安全マネジメント制度が自社の安全確保のために有効である。  
9割以上の事業者が、制度導入後、自社の輸送の安全に係る取組について、変化、改善又は充実した点がある。  
との回答を得ているところ。

### 3 . 地球環境時代に対応したくらしづくり

#### ( 1 ) 温暖化対策や健全な国土に向けた取組

##### エコモビリティ都市の推進【新規】

( 環境政策課 )

要求額 200百万円

- ・ 京都議定書の目標達成、更には本年12月のCOP15（於コペンハーゲン）において決定されることとなっている京都議定書以降の枠組みへの貢献に向けて、電気自動車等の新技術の実用化なども踏まえ、低炭素型の交通を支援する。

##### < 内 容 >

- ・ 低炭素型の交通を実現するための施策（次世代自動車の普及、交通施策とまちづくり、人流・物流施策への一体的取組み等）にまちぐるみで総合的に取り組む都市・地域を、国土交通省の関係部局が連携することにより、「エコモビリティ都市」として支援する。

#### エコモビリティ都市(低炭素型交通を推進する都市)の推進

##### 【現状】

###### ポスト京都議定書

本年12月に基本的枠組みが決定されることとなっているポスト京都議定書を見据え、低炭素社会の実現に向けた中長期的ビジョンに立って、二酸化炭素排出量の少ない交通の構築の検討を開始することが必要。

###### 新技術の実用化

本年7月下旬から電気自動車、本年中にプラグインハイブリッドの市販が開始され、新技術が実用化されるという状況の変化に伴い、新たに低炭素型の交通を推進する政策を展開することが必要。

##### 【課題】



CO2削減目標を掲げた低炭素型交通に特化したパッケージ施策が必要

交通施策とまちづくりを一体的に進めることが必要

人流・物流を併せた低炭素化を推進する施策が必要

地域の視点からも一体的パッケージによる支援は意義あり

##### 【具体的施策】

###### 低炭素型の交通に着目した総合的な支援パッケージの創設

- ・ 低炭素型の交通を実現するための施策（次世代自動車の普及、交通施策とまちづくり、人流・物流施策への一体的取組み等）にまちぐるみで総合的に取り組む都市・地域を「エコモビリティ都市」として支援する。

###### 計画策定の支援

- ・ 計画策定に対する支援を行う。(22年度 新規予算要求)

###### 事業実施の集中的かつ効果的な支援

- ・ 関係部局と連携し、CO2削減量の把握、評価の手法を策定するとともに、CO2削減目標を実現するため、事業実施の集中的かつ効果的な支援を行う。

###### 連携の強化

- ・ 低炭素型交通の実現に向け、交通施策とまちづくり、人流施策と物流施策などを連携して一体的に推進する。

公共空間を活用したグリーンエネルギー創出促進検討調査経費【新規】  
(事業総括調整官)

要求額 7百万円

- ・太陽光発電、風力発電等のグリーンエネルギーを創出しようとする民間事業者等が発電設備等を国が管理する公共空間に設置しやすくするために、民間事業者等による公共空間への発電設備等の設置に係る手順を明らかにしたガイドラインを作成し、公共空間を活用した民間事業者等によるグリーンエネルギー創出促進体制を構築する。

<内 容>

- ・グリーンエネルギー創出に関する最新動向について情報収集するとともに、事業化にあたっての公共空間活用に対するニーズを把握する。その上で、公共空間におけるグリーンエネルギー創出関連設備の設置にあたっての技術的課題について、整理・検討を行う。

国が管理する公共空間において、民間事業者等による太陽光発電、風力発電等のグリーンエネルギー創出を促進するため、ガイドラインの作成に向けた公物管理上の技術的課題等の検討を行う。

(1)目的・必要性

「太陽光発電・省エネ世界一プラン(2020年頃に太陽光発電を20倍程度へ)」(平成21年6月23日 経済財政改革の基本方針2009)

「公共事業において、新エネルギー利用等に係る関連機器の率先的かつ計画的な導入拡大に努める」(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に基づく基本方針における政府の講ずべき措置)

(2)検討内容・成果

太陽光パネル等の効率的設置と、公物管理の安全性(耐荷重・点検上の死角除去)を両立させる設置ルールが必要。特に、土構造等の公共用地に対して太陽光パネル等の重量物を設置する際には、地盤の安定計算が不可欠。また、太陽光パネル等設置箇所への立入りに係る問題点(設置物・立入り者相互の安全性等)についても整理が必要。



公共用地における民間事業者の太陽光パネル等設置に関するルール、公物管理上の技術的課題等について、太陽光パネルメーカー等の専門的見地を踏まえながら整理・検討し(H22)、ガイドライン化(H23)

(3)効果

公共空間における太陽光パネル等の設置にあたり、国(公物管理者)、グリーンエネルギー創出事業者、電力会社等の関係者間の調整が円滑化し、低炭素社会実現等に寄与するとともに、太陽光発電等 成長分野における民間投資の促進に寄与

不動産業における温室効果ガス削減方策に関する調査検討の推進【新規】  
(不動産業課、環境政策課)

要求額 17百万円

- ・ ポスト京都議定書に向けた地球温暖化対策の議論が本格的に進む中、テナントビルで行われる事業活動に起因するエネルギー消費量の増加、CO<sub>2</sub>排出量の増加が生じており、早急な対策が必要である。しかし、ビル全体でのエネルギー使用量及びCO<sub>2</sub>排出量の過半をテナント側が占めるため、ビルオーナーのみが温暖化対策を実施してもその効果には限界があり、また、従来の賃貸借契約においては、ビルオーナーとテナントの省エネに対する取組のコストや利益が片方に偏り、両者の積極的な取組が促進されにくい。そこで、海外の先進事例調査等も参考に、ビルオーナーとテナント双方にとって、経済的なインセンティブが働くような契約形態の在り方等について検討し、テナントビルにおける効果的な温暖化対策を推進する。

<内 容>

- ・ 海外におけるビルオーナーとテナントの連携方策や契約形態の先進事例等について調査。
- ・ ビルオーナーとテナントとの間において省エネの取組による利益を双方に公平に配分する仕組み等を検討。

## 不動産業における温室効果ガス削減方策に関する調査検討

我が国の排出量中、業務その他部門が約2割を占める。このうち、オフィスビルの排出量が約2割を占める。

### これまでの取組

- ・ 「オフィスビルの地球温暖化防止対策検討会」中間とりまとめ(平成19年12月)
- ・ 「不動産業における環境自主行動計画」改定(平成20年3月 (社)不動産協会)
- ・ 総合エネルギー調査会 工場等判断基準小委員会における議論(平成20年5月～)
- ・ 先進事例調査

### 問題点

ビルオーナーのみが温暖化対策を実施してもその効果には限界  
ビルオーナー、テナント双方が省エネルギーに向けた意識 方向性を共有する土壌が存在しづらい

### 今回の取組

- (1) テナントビルにおけるCO<sub>2</sub>排出量の削減に向けて、ビルオーナーとテナント双方にとって、経済的なインセンティブが働くような契約形態の在り方等について検討

- ・ 欧米諸国におけるテナントビルにおける取組事例調査
- ・ テナント自らの取組を促すための環境整備を契約面からも進める仕組みの検討

### 効果

テナントビルにおけるCO<sub>2</sub>排出量の削減 不動産業における温暖化対策への貢献

## (2) 環境を優先した選択の支援・促進

### 建設分野におけるリサイクルの推進【新規】

(建設業課・事業総括調整官)

要求額 15百万円

- ・建設分野におけるリサイクルの更なる推進を通じて省資源型の循環型社会の実現を図ることを目的に、建設リサイクル法の規定に基づきとりまとめられた「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」において指摘されている課題に対応するための必要な検討調査を実施する。

#### <内 容>

高度成長期に建築された大量の建築物が更新時期を迎え、その解体に伴い廃石膏ボードが大量に排出されることが見込まれている。このため、廃石膏ボードの再資源化(リサイクル)促進を見据え、分別解体の方法を明確にするための調査検討を行い、分別解体のマニュアルを作成する。

不法投棄など建設廃棄物の不適正処理の防止を図ることを目的に、建設リサイクル法において解体工事等の事前届出・通知を義務付けている。この届出・通知率が高い水準ではないとの指摘があることから、現状を把握した上で、行政庁における現場パトロールの効率化や助言・勧告のあり方等の事前届出・通知率の向上策の検討を行い、その実施方針をとりまとめる。

#### 「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ」(H20.12.25) 抜粋

##### 建設リサイクル制度の主な課題

- (1) **建設廃棄物の再資源化の促進**  
分別解体等の取組が十分でないこと  
施工方法が不明確なケースがあること  
再資源化等状況の把握が十分でないこと  
廃石膏ボードの再資源化の取組の遅れ 等
- (2) **建設廃棄物適正処理の徹底等**  
依然として不法投棄等が多いこと  
状況把握が十分でないこと 等
- (3) **関係者の意識向上等と  
循環型社会形成の促進**  
情報交換が十分でないこと  
国民の理解・意識が高くないこと  
再生資材の取組が十分でないこと 等

**必要な措置を講ずるべきもの**  
事前届出・通知の内容の充実及び効率化  
石膏ボードの現場分別解体の徹底  
等

**特に優先的に調査検討を行うべきもの**  
事前届出・通知率の向上策  
事前届出における手続及び審査の効率化の  
検討  
石膏ボードの再資源化促進に向けた取組  
等



○ 建設機械施工における低炭素化技術の普及促進【新規】

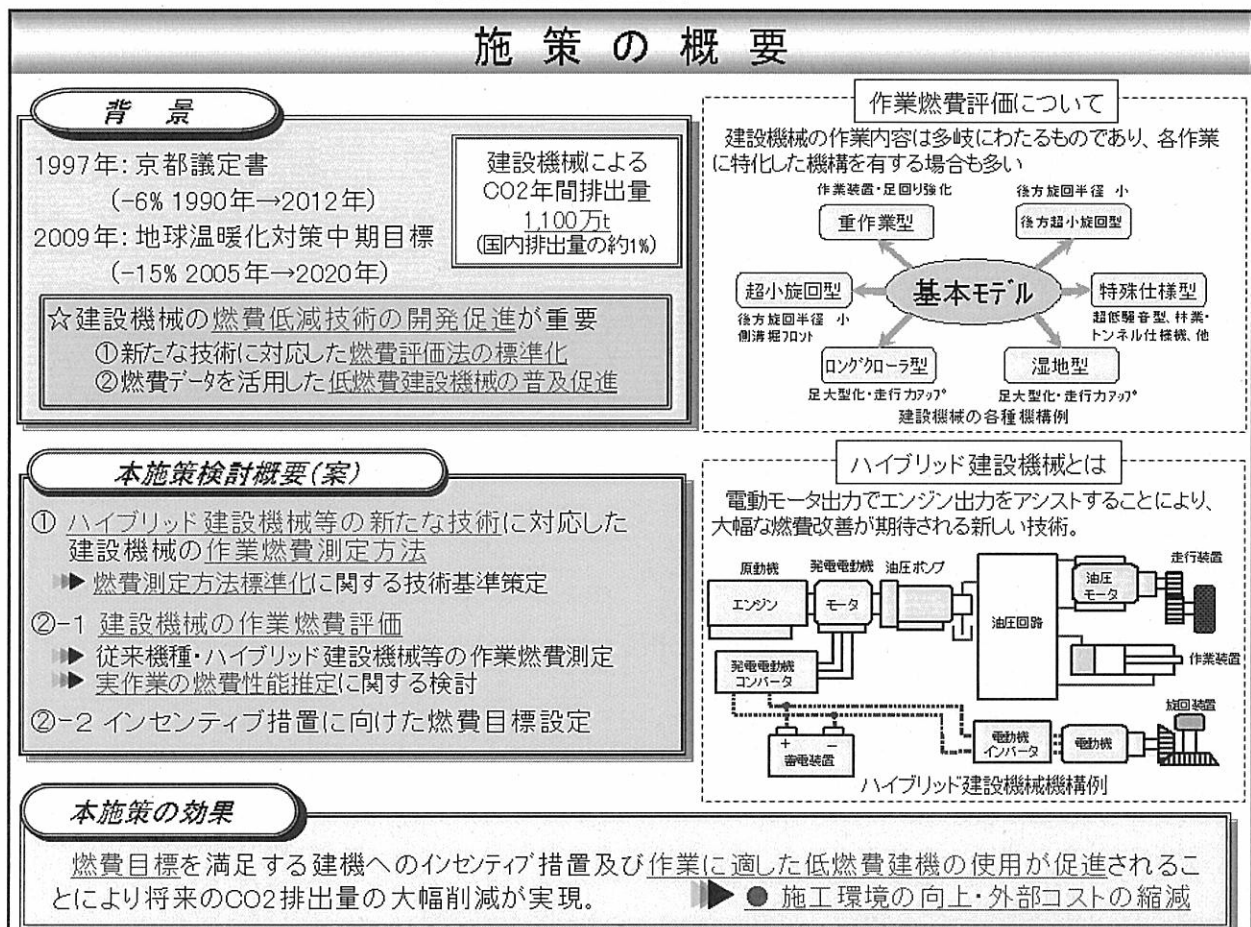
(建設施工企画課)

要求額 30百万円

- ・現在建設施工分野においては、「京都議定書目標達成計画」に基づき、建設機械からのCO2排出量を2010年までに20万トン削減すべく、燃費低減技術を適用した建設機械の普及促進を実施している。また我が国の温室効果ガス排出量の削減に関する中期目標及び長期目標が発表されたことを受け、建設施工分野においてもこの目標の確実な達成に向けて、温室効果ガスのさらなる削減を図っていく必要がある。このため、今後建設機械の低燃費技術として有望であると考えられるハイブリッド建設機械等の新しい技術について適切な評価を行うとともに、真に燃費低減を実現した建設機械の普及を図る。

<内 容>

- ・地球温暖化対策のさらなる推進のため、実作業の燃費性能について正しく推定が可能であり、かつ、ハイブリッド建設機械等の新たな技術についても適切な評価が可能な燃費測定方法の標準化に係る技術的検討を行う。また標準化された測定方法による建設機械の燃費測定を活用して、将来の技術動向を見据えた実現性の高い燃費目標の策定を行う。



### (3) 地球環境時代の技術開発・国際貢献

アジア諸国を中心とした交通分野における気候変動対策の国際的な  
推進強化【新規】 (国際企画室・国際業務室)

要求額 152百万円

- ・地球環境問題の深刻化に対応し、特に途上国の交通分野における気候変動・大気汚染対策を更に促進するため、各国の計画的取組に対し策定から実施まで一貫した支援を実施する。

<内 容>

- ・「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」(MEET)の枠組みを活用して、更なる国際連携・協力を強化していくため、先進国・途上国の交通政策担当者、国際機関・NPO等の専門家等で構成する「交通政策責任者会合」を日本で開催し、協調的な途上国支援を推進する。
- ・ASEAN諸国を中心とするアジア各国の交通環境対策支援を強化するため、ASEAN各国における行動計画の策定を支援するとともに、気候変動・大気汚染対策に資するパイロットプロジェクトの実施や自動車環境基準の実効性確保に向けた取組などを各国等と連携して推進する。

**アジア諸国を中心とした交通分野における気候変動対策の国際的な推進強化**

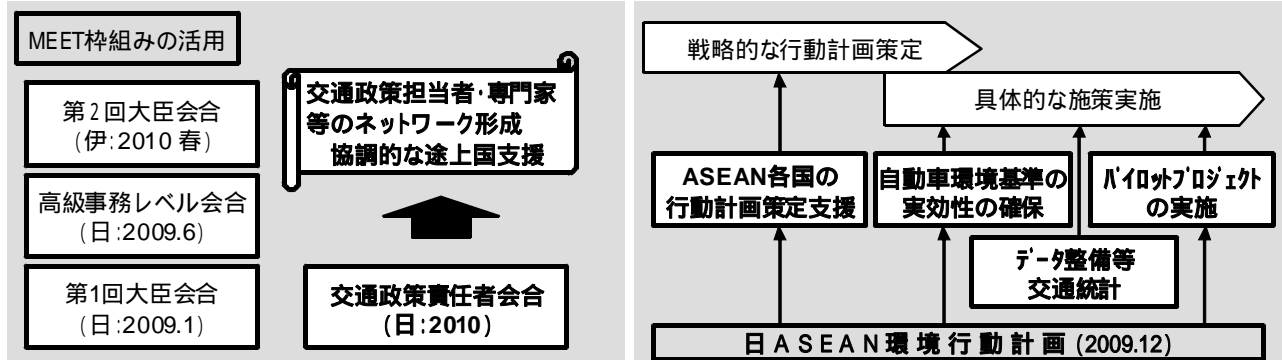
■ 途上国における気候変動・大気汚染対策を更に促進するため、**各国行動計画の策定から実施まで一貫した支援を実施し、途上国の政策立案・実施能力を総合的に向上**

**MEET枠組みを活用した途上国支援**

- 「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」(MEET)の枠組みを活用
- ◆ 2010年に第2回MEET大臣会合(イタリア)・**交通政策責任者会合**(日本)を開催
- ➡ 先進国・途上国の交通政策担当者、国際機関・NPO等の専門家等で、**途上国支援に向けたネットワーク**を形成
- ➡ 知見を共有、キャパビル等の支援を協調して実施

**アジアにおける交通環境対策支援**

- ◆ **環境基盤整備・普及支援**(行動計画策定支援、交通情報プラットフォーム事業による交通統計データ整備支援等)
- ◆ **自動車環境基準策定の促進**(排出基準等の履行確保、制度・技術移転を支援)
- ◆ **パイロットプロジェクトの実施**(例:自動車排出ガス係数の算出方法設定、都市内物流対策)



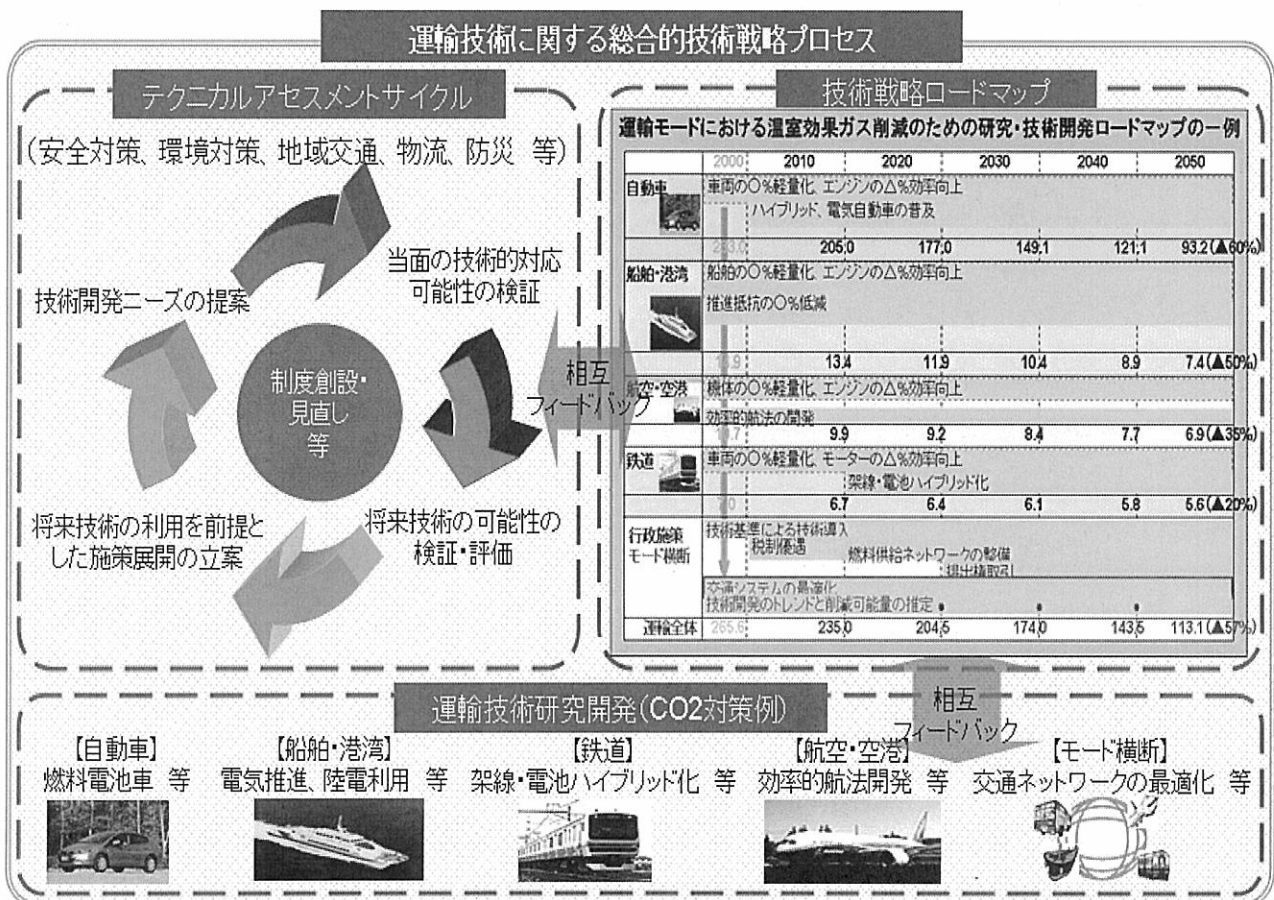
○ 運輸技術に関する総合的技術戦略プロセス推進に資する技術戦略ロードマップの構築【新規】  
(技術安全課)

要求額 15百万円

- ・「ニーズの提案→当面の技術的対応可能性の検証→将来技術の可能性の検証・評価→将来技術の利用を前提とした施策展開の立案→ニーズの提案（図参照）」というサイクル（テクニカルアセスメントサイクル）を実行する過程において技術戦略ロードマップを作成し、更にロードマップに従って個々の技術研究開発と基準等の制定・改正等の関連施策を相互にフィードバックさせながら、これらを一体的かつ総合的に実施するための仕組みを導入する。

<内 容>

- ・運輸分野の長期的かつモード横断的に取り組むべき技術研究開発（例：運輸モードにおける温室効果ガス削減）について、国による効果的・効率的・戦略的な政策資源の投入を可能にするため、最新技術の動向を調査・整理・蓄積し（データベース化）、技術開発から導入までの長期的かつ具体的な最終目標とそのスケジュールを示す技術戦略ロードマップを作成し、テクニカルアセスメントサイクルを実行することを通じて、関連施策の実現とイノベーションの創出を図る。



# バラスト水管理条約の国内対応【新規】

(海洋政策課)

要求額 9百万円

- ・バラスト水管理条約（船舶のバラスト水を通じて、外来性有害水生生物の移動により発生する環境及び資源等への危険性を防ぐことを目的とした条約。2004年採択。）が発効に至った場合に備え、バラスト水交換等の実態調査等の基礎調査等を行う。

## <内 容>

- ・我が国周辺海域で実施されているバラスト水交換の実態調査等により基礎データを収集すると共に、関係者からなる国内検討委員会を開催し、特に狭隘海域である日韓航路を念頭に、バラスト水の交換が可能な海域(交換海域)の設定等に向けた検討を行う。

### バラスト水管理条約の国内取り入れに向けた調査・検討

**バラスト水**とは、船舶が空荷の時などに、船体を安定させるため「おもし」として積載される海水で、主に貨物を陸揚する港で取り入れ、反対に貨物を積載する港において排出される。



満載状態のタンカー



空荷状態のタンカー

#### 問題点

バラスト水に混入した生物が、世界中に拡散する。  
 拡散した生物が、本来の生息地でない場所で生態系の破壊、経済活動等の被害を発生させる。

#### 被害例

ムール貝の一種の異常発生による発電所の停止(五大湖)

クラゲによるアンチョビーの漁獲減少(地中海)

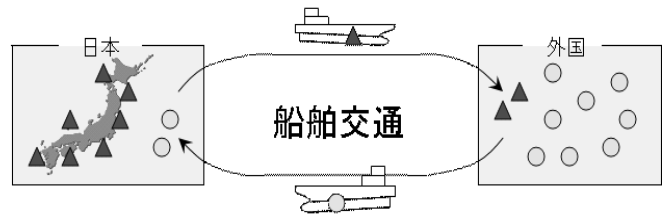


冷却水取水口を目詰りさせたムール貝の一種(カワヒバリカ)

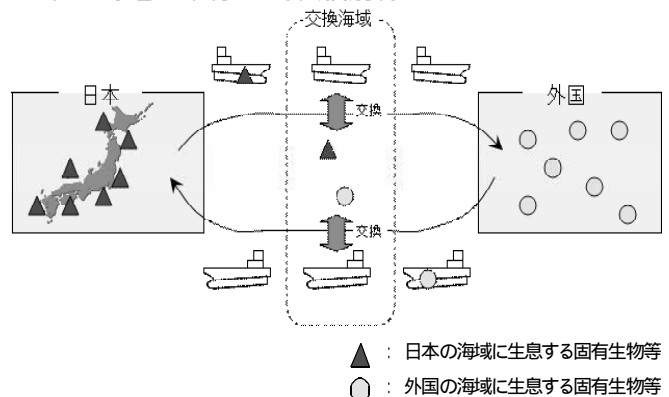


アンチョビーの卵や幼魚を食べてしまう。(ウリクラゲ)

#### ○ 現行



#### ○ バラスト水管理条約による交換規制のイメージ



**【調査概要】** 我が国周辺海域において実施されているバラスト水交換等の実態調査  
 バラスト水交換海域設定等にあたっての基礎データの収集  
 国内検討委員会の開催、韓国等との二国間会談  
 日韓航路等における交換海域等の設定についての検討

**【効果】** 本調査により、日韓航路等において適切に交換海域等を設定するための基礎データを得、近隣国と認識を共有できることにより、バラスト水管理条約が発効に至った場合に混乱なく対応を行うことができる。

(この冊子は、再生紙を使用しています。)